

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

6 (処分のための保管)

乙は、前項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物の処分のための保管を行わない。前項の事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第12条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

7 (マニフェスト)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。

マニフェストを紛失・破損等の理由で再発行を行う場合、その発行に当たり、再発行通知書を作成し、甲乙の記名押印の上それぞれが1通保管することとする。

第3条 (再委託の禁止等)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務又は処分業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、契約期間中に、収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

- 2 乙は業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託し、又は請け負わせようとする（以下「再委託」という。）ときはあらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定は、軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 4 第2項のなお書きの規定は軽微な変更該当するときは、適用しない。
- 5 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
- 6 第1項の場合、乙は、自らの責任で再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託者に提供し、これを利用させることができるものとする。

第4条 (義務と責任)

1 (甲)

- (1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、乙の要求に従い収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物について、次の事項を記載した書面（照会書等）を以ってあらかじめ乙に情報を通知するものとする。尚、契約期間中に産業廃棄物の性状等が変化した場合においては、甲は乙に対して直ちにその内容について報告を行うこととする。

○ 産業廃棄物の発生工程

○ 産業廃棄物の性状

イ. 形状、主成分、混合成分、特性

ロ. 特性とは

- ・ 有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分
- ・ 引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生・有害、ガス発生・可燃性、材料腐食性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等
- ・ 取扱上の注意事項

ハ. 産業廃棄物の荷姿と容器等への表示

ニ. 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

ホ. 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

- (2) 甲は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を乙に通知せずに、乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引取りを拒否することができる。この場合にお

いて、甲は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

- (3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は洩れなく記載することとし、(1)の情報の内容と記載事項の内容は完全に一致するものとする。不一致の場合及び記載漏れの場合、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上委託物を引取ることとする。

2 (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務についてはマニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票で、最終処分についてはマニフェストE票で代えることができる。
- (3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第5条 (委託料・消費税・支払い)

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務および処分業務に関する委託料については、第2条第2項にて定める金額を、直接甲より乙に支払うものとする。
- 2 委託料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務および処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
- 4 委託料の請求については、当該産業廃棄物の最終処分が完了した後に行うものとする。
- 5 甲は、乙からの委託料の請求に対して、委託業務の履行を確認した後、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

第6条 (機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。なお、この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

第7条 (反社会勢力の排除)

甲又は乙の一方が、次のいずれかに該当した場合は、相手方は何らの催告を要しないでこの契約及び個別契約の全部を解除することができるものとする。

- (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等」と言う。）である場合、又は暴力団等であった場合。
- (イ) 代表者、責任者、又は実質的に経営権を有するものが暴力団等である場合、又はあった場合。
- (ウ) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えた場合。
- (エ) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (オ) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用を毀損し、又は、既存するおそれのある行為をした場合。
- (カ) 甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。

第8条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次の各条項のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じた場合、甲は賠償の責めを負わないこととする。
 - (1) 法令又はこの契約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - (2) 破産・競売・民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または精算に入ったとき。
 - (3) 振出及び保証した手形もしくは小切手、または引受けた手形が不渡りとなったとき。
 - (4) その他資産・信用または経営の状況に重大な変動を生じたとき。
 - (5) 乙において、所管官庁、都道府県知事、政令市長等により、業務停止、許可取消等の処理を受けたと

き。

- (6) 乙において、処理業務の許可期限が切れたとき。
 - (7) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
 - (8) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
 - (9) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - (10) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。
 - (11) 正当な理由によって、乙から契約の解除の申出があったとき。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は支払残金の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

第9条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙は誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第10条(契約保証金)

契約保証金は、大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、これを免除する。

第11条(履行遅滞による賠償金)

- 1 甲は、乙が履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託金額につき遅延日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を請求することができるものとする。
- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
- 3 甲の責めに帰する理由により、第2条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は受理金額につき、遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができる。

第12条(契約期間)

この契約は、有効期間を令和7年 月 日から令和7年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 大分県豊後大野市三重町赤嶺2328番地8
大分県農林水産研究指導センター
農業研究部長 藤原博文 ⑩

乙

⑩